②　わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。	警察庁、関係府省
③　インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省
④　メディア産業の性・暴力表現について、ＤＶＤやインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。	総務省、経済産業省

第８分野　貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

＜基本的考え方＞

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要である。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子供への教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要である。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要である。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める。

＜成果目標＞

項　　目	現　　状	成果目標（期限）
健康寿命（男女別）（注１）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	健康寿命を１歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者の数	38,774件 （平成26年度）	前年度以上 （毎年度）
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	―	全都道府県・政令市・中核市（112か所） （平成31年度）
20歳から34歳までの就業率	男女計：76.1％ 男性　：82.0％ 女性　：69.9％ （平成26年）	男女計：79％ （平成32年）
フリーター数	男女計：179万人 男性　：80万人 女性　：99万人 （平成26年）	男女計：124万人 （平成32年）
60歳から64歳までの就業率	男女計：60.7％ 男性　：74.3％ 女性　：47.6％ （平成26年）	男女計：67％ （平成32年）
障害者の実雇用率（民間企業）	1.88％ （平成27年６月）	2.0％ （平成32年）

（注１）　健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。（再掲）

1　貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

施　策　の　基　本　的　方　向

女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境整備を行う。

ひとり親家庭等に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子供への教育の支援等を行う。

また、次世代を担う子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する。

具　体　的　な　取　組	担当府省
ア　就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組	
①　男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底、男女間の賃金格差の解消、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しも含むワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を行う。	内閣府、厚生労働省
②　非正規雇用をめぐる問題への対応のため、正社員転換・待遇改善に関する計画を策定するとともに、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及、パートタイム労働・労働者派遣に関する対策等を推進する。	厚生労働省
③　平成28年10月から実施される短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大を進める。	厚生労働省
④　配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、被害者本人やその子供の精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、関係府省
⑤　複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等を行う。	厚生労働省
イ　ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり	
①　ひとり親世帯の実情に応じ、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行う。その際、若年で出産するなどにより高等学校教育を受けることが難しいひとり親が、よりよい条件で就職できるよう配慮する。 また、企業に対して、ひとり親の優先的な雇用について協力を要請し、企業の取組を支援するとともに、ハローワーク等において、協力企業に関する情報を提供する。	厚生労働省
②　ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。 ・　ひとり親世帯や住宅困窮度の高い子育て世帯の公営住宅に係る優先入居、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化等を通じ、居住の安定を支援する。	厚生労働省、国土交通省